

議案第三十六号

三朝町財産評価審議会設置条例の廃止について

次のとおり三朝町財産評価審議会設置条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町財産評価審議会設置条例を廃止する条例

三朝町財産評価審議会設置条例（昭和四十四年三朝町条例第十一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。